

(平成30年度第1回)
武蔵村山市行政不服審査会会議次第

日 時 平成30年4月25日(水)
午前10時から
場 所 301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 行政不服審査制度における補助体制について
- (2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について
- (3) 審理員向けの研修の実施について
- (4) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 行政不服審査制度における補助体制について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料1 行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について（平成30年3月9日市長決裁）

報告事項(2) 武蔵村山市行政不服審査会の所掌事項について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料2 武蔵村山市行政不服審査会条例（平成28年3月30日条例第12号）

資料3 行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル

報告事項(3) 審理員向けの研修の実施について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

資料4 審理員向け研修仕様書（案）

報告事項(4) その他

議題(1) 武蔵村山市行政不服審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会 長 _____

職務代理者 _____

(参考)

武蔵村山市行政不服審査会条例 (抄)

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

議題(2) その他